

徳島県告示第三百十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を一般財団法人徳島県観光協会に委託した。

令和二年五月十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立男女共同参画交流センターの設置及び管理に関する条例（平成十八年徳島県条例第十七号）第十条第一項の規定による使用料の徴収の事務